

令和3年3月つくば市教育会臨時会会議録

1 会議日時

令和3年3月15日（月）

2 会議場所

庁舎4階 会議室401

3 出席委員

教育長	森田 充
委員	柳瀬 敬
委員	倉田 廣之
委員	成島 美穂

4 欠席委員 和泉 なおこ

5 委員以外の出席者

教育局長	吉沼 正美
教育局次長	中山 隆
教育局次長	貝塚 厚
学校教育審議監	根本 智
教育総務課長	笹本 昌伸
企画監	澤頭 由紀子

6 傍聴人 0人

7 議事

(1) 案 件

議案第9号 県費負担教職員の人事異動内示について

議案第10号 つくば市教育局職員（幼稚園）の人事異動内示について

議案第11号 第3期つくば市教育振興基本計画の策定について

議案第12号 市長の権限に属する事務の委任について

報告第7号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（県費負担教職員たる校長の任免に係る内申）

	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、承認ということで先に進めさせていただきます。</p>
<p>◎議案第 10 号 つくば市教育局職員（幼稚園）の人事異動内示について</p>	
森田教育長	<p>では、議案の第 10 号です。これは教育総務課の方でお願いします。</p>
佐本教育総務課長	<p>教育総務課です。議案第 10 号、つくば市教育職員幼稚園の人事異動内示について御説明します。</p> <p>（議案に対する説明）</p>
森田教育長	<p>何か御質問ございましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>では、異議がないということで承認していただいてよろしいでしょうか。では承認をさせていただきます。</p>
<p>◎報告第 7 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（県費負担教職員たる校長の任免に係る内申）</p>	
森田教育長	<p>次に、非公開案件を先に行うということで、報告の第 7 号です。</p> <p>これは一番最後の資料になりますけれども、では、根本教育審議監お願いします。</p>
根本学校教育審議監	<p>報告第 7 号、臨時に代理した義務の管理及び執行の状況について。つくば市教育委員会権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育委員会を代理して事務を処理したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告いたします。</p> <p>（報告に対する説明）</p>
森田教育長	<p>何か質問ありましたらお願いします。成島委員はいかがですか。大丈夫ですか。何かありましたら、発言をどうぞ。</p> <p>（質疑応答）</p>
森田教育長	<p>それでは、以上で非公開の案件は終了ということで、続いて公開案件です。</p>
<p>◎議案第 11 号 第 3 期つくば市教育振興基本計画の策定について</p>	
森田教育長	<p>それでは公開案件のうちの最初は、議案の第 11 号です。第 3 期のつくば市教育振興基本計画の策定について、教育総務課お願いします。</p>
佐本教育総務課長	<p>議案第 11 号、第 3 期つくば市教育振興基本計画の策定について、よろ</p>

しく願います。

今年1月の定例教育委員会においてお示ししました、その計画案についてパブリックコメントの方を実施いたしました。19人から57件の意見の方が提出されております。パブリックコメントの実施報告書をご覧ください。

これらの意見、また、これに対する市の考え方については、今月の8日、第7回つくば市教育振興基本計画策定委員会を開催いたしまして、検討させていただきました。

事前に委員の皆様にもメールでお示ししましたが、委員会を踏まえ変更した箇所があるので、口頭で御説明したいと思います。

まず、パブリックコメントの市の考え方。こちらの3ページ。一番上のところ、「小中一貫教育の実施に努めていきます」を、「小中一貫教育の推進」と変更しています。

あと、軽微なところなのですが、6番。「御意見を子ども部と共有していきます」のところは、漢字の間違いで、漢字の「子」を平仮名の「こ」に訂正します。

次に、6ページ、こちらは「改めての記述が難しいと考えています」を、「必要ないと考えます」と訂正いたしました。

その下、16番の「近隣自治体の実施状況を見ながら」というところ、こちらについては、「多様な教育の機会を確保していくよう努めるとともに」ということで訂正してあります。

その下の17番については、これはページ数の誤りで、「39ページ」が「40ページ」ということで訂正しました。

次に9ページの12番。ICTについてなのですが、「御指摘のように目的と手段を混在することがないように」を、「目的と手段を取り違えることがないように」と訂正してあります。また、「教育用グループウェア」の前に「企業によって開発された」を追記しました。

最後に10ページ。基本目標3の2番、「本市には豊かな自然が数多くあるため」を、「数多くありますので」と訂正いたしました。

前回からの訂正箇所については以上になります。

また、パブコメの意見について、本編の修正については事前に御確認いただいているところと思います。

修正については、実施結果報告書の2ページ4番、「一人ひとりが自己実現できる能力」について、教育大綱の表現どおりの方が、意味が深いのではないかという意見がございましたので、「一人ひとりが善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力」と修正しました。

	<p>また、4 ページ 8 番。いじめを防止する取組について、「つくば市いじめ防止基本方針」に基づき、子どもに寄り添いしっかりと目の前の子どもに向き合ってほしいという御意見があり、こちらについては、13、14 ページにありますとおり、いじめに関わる取組について、本編の方に追記する形で修正をさせていただいております。</p> <p>本日は計画の本編と概要版と併せて、パブリックコメントに対する市の考え、こちらについても決定いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
森田教育長	<p>いよいよパブリックコメントを経て、今日のこの教育委員会で承認いただければ、これで正式な決定ということになります。ですので、今回パブコメに対してお答えしたものと、それによって内容を少し変更したものとありますので、それも含めて確認いただければということです。</p>
倉田委員	<p>具体的に補充したという形ですものね。つけ加えて分かりやすくしたということですね。</p>
笹本教育総務課課長	<p>はい。</p>
倉田委員	<p>考え方が変わったわけじゃないので、問題ないと思うんだよね。</p>
笹本教育総務課課長	<p>あと、本編の冒頭に教育長の御挨拶を入れさせていただきました。</p>
森田教育長	<p>はい、入れさせていただきました。</p> <p>何か質問などありましたらあれですけども。これについては、これまで教育委員さんにも色々と御意見頂きましたので、だいぶ中身を練られたんじゃないかなと思っております。</p>
倉田委員	<p>市の考えの返答も適切だし、問題ないと思います。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございます。できるだけ丁寧に答えるように心掛けたんですね。</p>
笹本教育総務課課長	<p>はい。</p>
柳瀬委員	<p>1 カ所。日本語の表現として云々かんぬんというのがあったんです</p>

	<p>が、あれは地域との協力を云々ということだったと思うんですけど。10 ページの1 番ですね、「地域に支えられ」。日本語として違和感があるというのは、私もよく分からなかったんですけども。地域と協働してやっていることなので、全然問題ないと思いますけれども。</p>
倉田委員	<p>地域がそういうことで関係しているということを言いたい。</p>
柳瀬委員	<p>日本語として違和感がありますか。</p>
倉田委員	<p>ないと思います。</p>
森田教育長	<p>何か感覚的なものがあったんでしょうね、この方は。</p>
倉田委員	<p>だと思うんです。</p>
森田教育長	<p>「支えられる」というのを推進するのか、という意味なんでしょうね。「られる」を推進するのかと。だから、共に学ぶ合う教育を推進するという、その「推進」はそちらに係っているだろうけれども。</p>
倉田委員	<p>文面からでは理解がしにくいため誤解してしまっているのだと思います。</p>
森田教育長	<p>「地域に支えられる」ことも推進するのかという。</p>
柳瀬委員	<p>地域は、なかなか主語にならないからということですよ。だから受け身にしたんですよ。「地域に支えられる」。</p>
森田教育長	<p>それで、「共に学び育ち合う教育」。</p>
柳瀬委員	<p>地域に支えられるような体制を推進していくということですよ。</p>
森田教育長	<p>そうですね。</p>
柳瀬委員	<p>そう取れるからいいと思いますけれども。</p>
森田教育長	<p>じゃあこれで承認いただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます</p>

	ます。
◎議案第 12 号 市長の権限に属する事務の委任について	
森田教育長	では、第 12 号に移ります。続けて教育総務課お願いします。
笹本教育総務課課長	<p>議案第 12 号、市長の権限に属する事務の委任について、御説明をいたします。現在、就学援助、こちらに関しては学務課において事務の方を処理しております。学校教育法におきまして、就学援助に関する事務は市町村が行うこととされております。そういった意味から、本来市長が行う事務となりますが、市長から教育委員会に対する事務の委任がつかば市教育委員会に対する事務委任規則に規定されておりました。</p> <p>このため、地方自治法第 182 条の規定に基づく協議を行いまして、今後総務部総務課において、つくば市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正し規則において規定する、そのような形をとらせていただければと思っております。どうぞよろしくをお願いします。</p>
森田教育長	<p>やることは変わらないんですけども。規則の方、整備に抜けがあったということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では承認したものとして進めさせていただきます。</p> <p>では審議すべき内容はこれで終わりになりますけれども、何かその他で早急に話し合った方が良くありましたらお願いしたいと思えますけれども。</p> <p>では今日は臨時ということでもありますので、このまま終わらせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。</p>

◎ 閉 会

午後 3 時 10 分閉会宣言

会議録調整年月日

令和 3 年 4 月 30 日